

○下田市災害時協力井戸整備費等補助金交付要綱

令和7年3月31日告示第51号

改正

令和8年3月31日告示第58号

下田市災害時協力井戸整備費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における地域住民への生活用水の水源確保のため、下田市災害時協力井戸（以下「災害時協力井戸」という。）として登録されている井戸の所有者等に対し、予算の範囲内において下田市災害時協力井戸整備費等補助金を交付するものとし、その交付に関し、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害時協力井戸」とは、下田市災害時協力井戸登録事業実施要綱第4条の規定により、災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市の登録を受けたもののうち、災害時協力井戸標識の掲示及び市ホームページ等での公表に同意したものであるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、災害時協力井戸として登録されている井戸の所有者又は管理者であり、災害時協力井戸を適切に管理できる者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 手動ポンプ、電動ポンプ又はポンプ発電機を購入し設置するもの
- (2) 手動ポンプ、電動ポンプ又はポンプ発電機を修繕するもの
- (3) 災害時協力井戸に登録以降に、自ら水質検査を実施するもの
- (4) 災害時協力井戸の機能を維持するために通常必要とされる維持管理作業をするもの

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする災害時協力井戸について、既にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、同一年度内での補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に要する経費とする。ただし、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 中古品
  - (2) 個人間で売買したもの
- 2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、災害時協力井戸1箇所につき5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下田市災害時協力井戸整備費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 手動ポンプ、電動ポンプ又はポンプ発電機を設置又は修繕する場合、機材の内容がわかる書類及び見積書の写し
- (2) 水質検査を実施する場合、検査に要する費用がわかる見積書の写し
- (3) 維持管理作業を実施する場合、作業に要する費用がわかる見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下田市災害時協力井戸整備費等補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更（対象経費の額の変更を含む。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ下田市災害時協力井戸整備費等補助金変更（中止・廃止）交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 変更の場合、変更後の内容がわかる見積書及び機材の内容がわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、下田市災害時協力井戸整備費等補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業の完了後30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、下田市災害時協力井戸整備費等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定者宛の請求書又は領収書
- (2) 設置、修繕又は維持管理作業を行ったことがわかる写真等
- (3) 水質検査を実施した場合、検査結果が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、その内容を精査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下田市災害時協力井戸整備費等補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた者は、下田市災害時協力井戸整備

費等補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受理したとき、速やかに補助金を交付するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月31日下田市告示第51号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日下田市告示第58号）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の下田市災害時協力井戸整備費等補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降の補助金の申請から適用し、令和8年3月31日以前に補助金を申請した者の取扱については、なお従前の例による。